

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第16号

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

総社市心身障害者医療費給付条例施行規則（平成17年総社市規則第90号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(受給資格証の交付等) 第4条 略 2 略 3 条例第6条第3項の規定による受給資格証の更新申請は、その<u>有効期間満了日</u>までに行うものとし、前2項の規定を準用する。</p>	<p>(受給資格証の交付等) 第4条 略 2 略 3 条例第6条第3項の規定による受給資格証の更新申請は、その<u>有効期間満了前</u>までに行うものとし、前2項の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。